

## 京都市地域コミュニティ活性化検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会報告書」の提言内容を踏まえ、地域コミュニティ活性化に寄与する条例の内容や地域コミュニティ活性化のための具体的な方策等について、必要な事項を検討するため、京都市地域コミュニティ活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員16名以内をもって構成する。

2 委員会に委員長、副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員は、市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は平成22年8月19日から平成23年3月31日までとする。

### (会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、その意見を求めることができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

### (報酬)

第6条 委員には、会議出席ごとに報酬を支払う。

### (部会等の設置)

第7条 委員会に、必要に応じ部会等を設置することができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化市民局市民生活部地域づくり推進課において行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。